

株式会社 久万高原開発 スキー場利用約款

スキー場利用約款

第1条 (目的)

この約款は株式会社久万高原開発が経営管理するスキー場施設(ゲレンデ及び付随する施設)を本約款に従い利用し、当社スキー場利用者の安全利用の維持向上を目的としております。

第2条 (約款の適用)

当社の経営するスキー場におけるスキー、その他の雪上のスポーツや遊びに関する利用は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには、「スノースポーツ安全基準」(全国スキー安全対策協議会：平成25年10月改定)に準ずる他、一般の慣習によります。

第3条 (利用上の注意)

当スキー場をご利用される方は、利用当日に本約款を確認のうえ、スキー場入口にて入場券をお買い求め頂くことにより(会員券・その他会社承認団体を含む)、当スキー場の施設のご利用をお引き受けいただきますこととします。

第4条 (告知)

1. 当社の経営するスキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次の各項目の事柄を良く理解した上、事故等なくご利用いただくよう告知します。
2. スノースポーツには内在する以下の危険があることを承知の上、これを自分の注意・責任により避けるようにして下さい。
 - ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険。
 - ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険。
 - ③ アイスバーン・深雪・クレパス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険。
 - ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地形・水路など自然の障害物による危険。
 - ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険。
 - ⑥ 雪上車両との衝突の危険。
 - ⑦ スノーパークの利用に伴う危険。
 - ⑧ 滑走者のスピードの出し過ぎによる危険。
 - ⑨ 事故転倒による危険。
 - ⑩ 他の滑走者との衝突による危険。
 - ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険。
 - ⑫ その他、これらに類する危険。
3. 保護者の目の届かないお子様の単独行動は、お止め下さい。
4. 当社は、この告知並びに第5条及び第6条で定めるスキー場の行動規則・禁止事項の無視・軽視による事故に関しましては一切の責任を負いかねます。
5. 第2項から第4項までの事項を承認できない方、または他のお客様の迷惑になる行為(マナー違反等)、スキー場関係者からの注意事項等の無視をされる方は、当スキー場への入場をお断りします。

第5条（行動規則）

当社の経営するスキー場では、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- ① 他人を傷つけたり、脅かしてはならない。
- ② 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- ③ 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④ 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- ⑤ 滑りだすとき、合流するとき、傾斜を横切るときは、周囲をよく見ながら安全を確かめなければならない。
- ⑥ コースの中で座り込んではいけない。狭所や上から見通しが出来ない所では立ち止まることも慎まなければならない。転倒したときは速やかにコースを開け、最大限に周囲の安全を確保しなければならない。
- ⑦ 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- ⑧ 滑走用具なしでのゲレンデ使用を禁止します。但し、チビッコゲレンデ（ソリ専用コース）は除く。
- ⑨ 流れ止めが付いていない雪上滑走用具は、使用してはならない。
- ⑩ 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- ⑪ 指定喫煙場所以外での喫煙は禁止します。
- ⑫ 事故にあった時は救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

第6条（禁止事項）

当スキー場利用に関して以下の事を禁止と致します。

- ① 閉鎖されたコースや立入禁止の区域へ進入すること。
- ② 他の利用者はもちろん、人工や自然の物体に接近して滑走すること。
- ③ リフトの正常な運行を妨げる行為、またはその恐れがある行為。
- ④ 雪上車両に接近すること。
- ⑤ 表示物・掲示物・標識類を毀損すること。
- ⑥ 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること。
- ⑦ いたずらに、コースの中を靴足のままで歩くこと。
- ⑧ コース途中でスノーボードを必要以上に外すこと。（板を流す原因になり事故に繋がる為）
- ⑨ 犬など動物を施設内に持ち込むこと、又、コースの中に放つこと。
- ⑩ アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場へ入ること。
- ⑪ 法令で禁止されたこと。
- ⑫ その他、他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと。
- ⑬ 危険物・火気類を持ち込まないこと。
- ⑭ 当スキー場内、及びスキーセンター内で、火気を使用すること。
- ⑮ ゲレンデ・リフト乗車中及びセンター内は全面禁煙とし、指定外の場所で喫煙すること。
- ⑯ 当スキー場で禁止されている滑走用具でゲレンデを滑走すること。
- ⑰ リフト乗車券を不正に使用すること。（譲渡・転用・転売）
- ⑱ レストラン内へ、食事の持込みをすること。
- ⑲ レストラン混雑時の席取りや荷物による場所取りをすること。
- ⑳ 許可なく、ドローンや無線航空機（一部有線の物も含む）の飛行・撮影すること。

第7条（利用者の責務）

1. 当社は、スキー場利用者が法令若しくは本約款の規定を守らなかった事等により、当社が損害又は賠償の経費の負担を受けた時は、その利用者に対してその損害の賠償若しくは負担経費の支払いを求めます。
2. 当社は、当社の管理区域内のスキー・スノーボード及び雪上滑走用具の一時置場並びに駐車場における盗難及び故障等に対しては責任を負いかねます。但し、当社の故意・過失があった場合はこの限りではありません。

第8条（施設内への持込品）

当スキー場の施設内には次の物の持込をお断りいたします。

- ① 動物、鳥類等のペット類
- ② 著しく悪臭を放つもの
- ③ 鉄砲刀剣類
- ④ 火薬・揮発油等・発火・爆発の恐れのあるもの
- ⑤ 騒音を発するもの
- ⑥ 他人に迷惑を及ぼすもの

第9条（リフト乗車）

1. 利用者は、乗り場の掲示を読み、事前に利用上の注意を理解するよう努めなければならない。
2. 乗り慣れない人や初めての方は、係員に申し出てその指示に従わなければならない。
3. 滑走用具未着用（手持ち、手ぶら乗車）でのリフト乗車は出来ません。
4. プラスチック製の滑走用具のリフト乗車は出来ません。
5. スノースクート・スノースケート等、当スキー場が禁止している滑走用具はリフト乗車出来ません。
6. お子様を抱いたり背負ったりしての乗車は出来ません。（但し、3歳未満100cm以下はこの限りではありません）
7. イスにしっかり深く腰掛けて下さい。
8. 乗車中に、イスを揺らさないで下さい。
9. イスから飛び降りないで下さい。リフトが止まってもイスから飛び降りないで下さい。
10. イスの上でふざけたり、後ろを向いたりしないで下さい。
11. ストック等で柱などにさわらないで下さい。
12. スノーボードは流れ止めを装着し、ハイバックを倒してリフト乗車をして下さい。
13. 安全バーを確実に降ろしてご利用下さい。
14. リフト係員の指示及び標識・表示に従って下さい。
15. 指示された場所での乗り降りは禁止です。
16. 乗車中の喫煙は禁止です。
17. ゴミや物品を乗車中のリフトから投げ捨てる行為は禁止です。
18. 落下の危険がありますので、小さいお子様のリフト乗車時は必ず保護者が同乗して下さい。
19. リフトは点検整備の為、運転を休止する場合がございます。（詳細においては『輸送約款』の定めに準ずる）
20. 乗り場降り場の積雪維持の為、散雪作業を行う場合がございます。ご滑走には十分ご注意下さい。
21. 乗り損ね・降り損ねた場合は、直にリフトから離れて下さい。又、イスに当たらない様、頭を下げて下さい。
22. リフト時間券は本人様のみ有効です。他人に譲渡・販売・転用等は不正行為にあたります。不正使用の場合、リフト券を没収とし、リフト乗車利用分（若しくは2倍相当分）を精算・徴収いたします。
23. リフトからの落し物には十分ご注意下さい。各自の責任において身の回り品の管理はお願い致します。又、状況・条件によっては、即時回収に行けない場合がありますので予めご了承お願い致します。

※当スキー場に設置しているリフトの利用に当たっては、この約款に定めるもののほか、別に定める「輸送約款」（旅客営業規則）によります。

第10条（リフト券の没収）

以下に記載する状況が発生した場合、リフト券及び会員権を没収させて頂く可能性がありますので予めご了承下さい。

- ① 滑走エリア外での滑走
- ② 他のお客様に対する危険行為や迷惑行為があったとき
- ③ 上記の他、パトロールやスキー場からの指導、ルールに違反したとき
- ④ リフト券の譲渡・転用・転売や不正行為が認められたとき
- ⑤ スキー場の施設、備品に対する破損、中傷行為、暴力行為等の迷惑行為があったとき
- ⑥ その他スキー場が必要と認めた場合

第11条（返金）

リフト乗車券を購入した後の返金は致しかねます。但し、未使用が確認できた場合はこの限りではありません。保証金に関しては、有効期限内であれば返金いたします。（発行したシーズンから翌シーズン迄）リフト券破損（折れ・曲がり・衝撃によるICチップ破損等）の場合は、保証金返却は出来ませんので予めご了承下さい。（カード自体の破損状態の判断はスキー場サイドの判断に委ねるものとする。又、カード自体（経年劣化・故障等）の破損の場合はこの限りではありません）

第12条（スノーパーク利用上の義務）

スノーパークの滑走者は次の事を守って下さい。

- ① 掲示板などの注意書に従う。
- ② 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- ③ 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- ④ ヘルメットその他必要な防具を着用する。
- ⑤ パトロール・スキー場サイドの指示・注意に従う。従わない場合は利用の禁止・コースの閉鎖をいたします。

第13条（金銭・その他の貴重品）

金銭・その他の貴重品は、施設内にある貴重品ロッカーをご利用いただけますが、この場合一切の管理責任は利用の方ご自身にありますので、紛失等の場合、当スキー場は一切の責任を負いません。

第14条（ロッカー）

当スキー場内においては、スキーセンター内にあるロッカー設備はご利用者の責任のもとにご自由にご利用できます。ご利用の際には次の事項をご承認下さい。

- ① ロッカー内の金銭・貴重品等の盗難については責任を負いません。所持品については、各自の責任において施錠保管して下さい。
- ② 当スキー場が緊急と認めた場合にはロッカーを開扉し、点検する場合がありますのでご了承下さい。
- ③ 万一ロッカーの鍵を紛失された場合にはお届け下さい。尚、紛失により修理を要した費用は相応分をご負担して頂きます。

第15条（不可抗力）

天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保出来ないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただく事があります。

第16条（保険加入の勧め）

スキーヤ・スノーボーダーには、事故に備えて、あらかじめ傷害・賠償保険に加入する事をお勧めしております。

第17条（その他）

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団及び暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等並びにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

以 上